

さいたま市犬の鑑札等の交付及び同手数料収納等業務委託に関する要綱

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項に基づき、公金の収納を私人に委託するに当たり、必要な事項を定める。

第 1 条 委託する業務は、さいたま市（以下「甲」という。）が行う、犬の登録申請に伴う鑑札の交付事務及び狂犬病予防注射済票交付申請に伴う狂犬病予防注射済票の交付事務、並びに同手数料の収納事務（以下「収納等業務」という。）とする。

第 2 条 委託の相手方（以下「乙」という。）は、埼玉県獣医師会さいたま支部のほか、獣医療法に基づきさいたま市内で開業する診療施設（その診療施設の経営等を行う法人を含む）のうち、収納等業務の受託を希望する者とする。

第 3 条 収納等業務の委託に際し、甲と乙の間で公金収納等業務委託契約を締結するものとする。

2 甲と乙は、契約に基づく収納等業務を円滑に進めるため、対面による説明等、収納等業務内容の確認を行うものとする。

第 4 条 甲は、収納等業務の対価として、乙に対し手数料を支払うものとする。

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 15 日から施行する。なお、この要綱の施行に伴い、さいたま市犬の登録手数料収納等業務委託に関する要綱及びさいたま市狂犬病予防注射済票交付手数料収納等業務委託に関する要綱は廃止する。